

2021.9.1

インフルエンザワクチン接種における確認事項について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

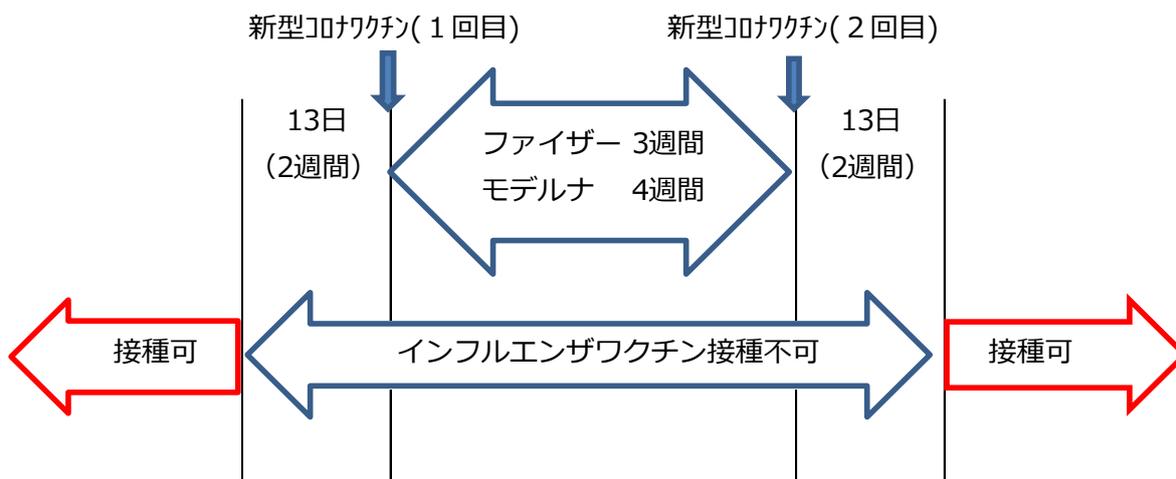
インフルエンザワクチン接種の時期が近づいて参りましたが、今年度は新型コロナワクチン接種と重なる可能性がございます。厚生労働省の見解では、新型コロナワクチン接種後 2 週間経過後に、別のワクチン接種可能とされています。また、副作用等の観点から、新型コロナワクチン前後 2 週間は間隔を空けた方が良いとする説もございます。

これらのことから、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種間隔につきまして は下記の通りと致しますので、ご案内申し上げます。

謹言

記

- 1) インフルエンザワクチン接種にあたっては、新型コロナウイルスワクチン接種の前後 2 週間は空けてください。下図のように接種前 2 週間、及び 2 回目接種後 2 週間の計 7~8 週間（ファイザー社製ワクチン 7 週間、モデルナ社製ワクチン 8 週間）は不可となります。
- 2) 上記のことから、新型コロナワクチン接種 1 回目後では、インフルエンザワクチン接種はできません。
- 3) 両ワクチンの接種時期が近い方は、新型コロナワクチン接種を優先することをお勧めします。



※ファイザー社製ワクチンの場合最短 7 週間、モデルナ社製ワクチンでは最短 8 週間は不可となります。

以上

本件についてのお問い合わせ先
医療法人社団 生光会 渉外部
電話 03-3288-8011